

【厚生労働省】

令和8年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

令和8年熊本地震に被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

令和8年熊本地震による災害についての「特定非常災害及びこれに適用すべき措置」の指定に関する政令が令和8年8月7日(政令第 260 号)に公布され、同日より施行されたことに伴い、厚生労働省労働基準局長から令和8年8月7日基発 0807 第 10 号「令和8年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について」が発出されました。

その通達の記の2「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置関係(法第4条)」の(1)により特定自主検査制度に関する事項として、「特定自主検査の実施義務者に対し、令和8年7月28日から令和8年 11 月 27 日までの間に履行期限の到来するものについては、令和8年 11 月 27 日までに義務が履行されたときには免責する」こととなります。

なお、適用されるのは、令和8年熊本地震に際し災害救助法が適用された災害発生市町村の区域であり、かつ、直接・間接を問わず特定非常災害を理由として、履行義務者が当該義務を履行することに関し、改善措置を講ずるための機材入手や人材確保が著しく困難である等、いわゆる期待可能性がなくなった場合に限るとありますのでご注意ください。

関係リンク

・令和8年8月7日基発 0807 第 10 号「令和8年熊本地震による災害に対する「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」の適用について

<https://www.mhlw.go.jp/content/001738378.pdf>

・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(内閣府HPリンク)

https://www.bousai.go.jp/taisaku/hourei/tokubetsu_houritsu.html

・令和8年熊本地震に係る災害救助法の適用について(内閣府HPリンク)

<https://www.bousai.go.jp/pdf/260728.pdf>